第２回臨時会議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　議案第１８号　専決処分の承認を求めることについて
第　４　議案第１９号　専決処分の承認を求めることについて
第　５　議案第２０号　専決処分の承認を求めることについて
第　６　議案第２１号　専決処分の承認を求めることについて
第　７　議案第２２号　財産の無償譲渡について
第　８　議案第２３号　財産の無償貸付について
第　９　予算議案第２号　令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算（第２号）

――――――――――――――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

――――――――――――――――――――――――――――――――

本会議第１号（５月２０日）（水曜）

出席議員　　１３名

１番	西　　美　香　君	９番	東　　育　代　君
３番	福　山　修司郎　君	１０番	濵　田　　尚　君
４番	奥　吉　拓　郎　君	１１番	竹之内　　勉　君
５番	竹　中　ひかり　君	１２番	原　口　政　敏　君
６番	西　田　憲　智　君	１３番	福　田　清　宏　君
７番	吉　留　良　三　君	１４番	松　崎　幹　夫　君
８番	江　口　祥　子　君		

欠席議員　　１名

２番　　二井谷　友　希　君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	石　元　謙　吾　君	主査	軍　神　卓　也　君
補佐	岩　下　麻　衣　君	主任	宮之原　　聖　君

説明のため出席した者の職氏名

市長	中　屋　謙　治　君	財政課長	神　薗　正　樹　君
副市長	出　水　喜三彦　君	教育総務課長	吉　永　康　彦　君
教育長	相　良　一　洋　君	消防署長	馬　込　圭　三　君
総務課長	長　畑　正　博　君	シティセールス課長	長　﨑　　崇　君
企画政策課長	山　﨑　達　治　君		

令和８年５月20日午前10時00分開会

△開　　会

○議長（松崎幹夫君）　これから令和８年第２回いちき串木野市議会臨時会を開会します。

―――――――――――――――――――――

△報　　告

○議長（松崎幹夫君）　まず、報告します。

監査委員から報告のあった令和７年度２月分の例月出納検査の結果、監査報告第１号及び令和７年度下水道事業会計予算繰越計算書の写しを配付してあります。

また、鹿児島県市議会議長会定期総会と九州市議会議長会定期総会の出席報告についても、その写しを配付してあります。

―――――――――――――――――――――

△開　　議

○議長（松崎幹夫君）　これから本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（松崎幹夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、吉留良三議員、江口祥子議員を指名します。

―――――――――――――――――――――

△日程第２　会期の決定

○議長（松崎幹夫君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日１日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、今臨時会の会期は、本日１日間とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――――

△日程第３～日程第９

議案第18号～予算議案第２号一括上程

○議長（松崎幹夫君）　次に、日程第３、議案第18号から日程第９、予算議案第２号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

［市長中屋謙治君登壇］

○市長（中屋謙治君）　おはようございます。

令和８年第２回いちき串木野市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

専決処分した内容は、令和８年３月末で軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、種別割を軽自動車税とする名称の変更などを行うものであります。

議案第19号専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和８年３月31日に公布されたことに伴い、急いでいちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

専決処分した内容は、令和８年度からの子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を設定するとともに、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を66万円から67万円に、子ども・子育て支援金課税額を新たに３万円に設定するほか、低所得世帯の負担軽減拡充を図るため、軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

議案第20号専決処分の承認を求めることについてであります。

令和８年度いちき串木野市一般会計において、令

和８年度から新たに開始された子ども・子育て支援金制度に係る予算措置に急を要したため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第21号専決処分の承認を求めることについてであります。

令和８年度いちき串木野市国民健康保険特別会計において、令和８年度から新たに開始された子ども・子育て支援金制度に係る予算措置に急を要したため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第22号財産の無償譲渡についてであります。

旧国民宿舎串木野さのさ荘に係る民間譲渡については、現在、ホテルアクシアくしきのを運営している株式会社アクシアを令和８年５月１日に優先交渉権者として決定したところであります。

今回、旧国民宿舎串木野さのさ荘の建物をいちき串木野市長崎町101番地、株式会社アクシア、代表取締役、橋本万里に無償譲渡することについて仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、譲渡の時期は、令和８年10月１日とし、施設の修繕を行いながら、条件に基づき、宿泊業及びこれに付随するサービスを実施する計画となっております。

議案第23号財産の無償貸付についてであります。

旧国民宿舎串木野さのさ荘の土地を株式会社アクシア、代表取締役、橋本万里に無償貸付することについて地方自治法第96条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、貸付の期間は、令和８年10月１日から令和18年９月30日までの10年間としております。

次に、予算議案第２号令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算第２号について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を187億4,744万8,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、７款商工費で、旧国民宿舎串木野さのさ荘を株式会社アクシアへ無償譲渡するに当たり、市の支援策として、市民に影響のある宴会機能に係る修繕経費に対する補助金の計上であります。

これに伴う歳入は、18款繰入金で、ふるさと寄附金基金繰入金の追加であります。

以上で説明終わりますが、よろしく御審議の上、議決してくださいますようお願い申し上げます。

○議長（松崎幹夫君）　これから質疑に入ります。

まず、議案第18号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第19号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第20号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第21号専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第22号財産の無償譲渡について質疑はありませんか。

○９番（東　育代君）　先ほど議案概要説明で市長からいろいろと説明を受けましたが、旧さのさ荘のことについて少し質疑をいたします。

この契約書を見せていただいたときに、財産譲渡契約の中で、４番目に契約不適合・指定期間・権利の設定等の禁止という項目があるわけですが、そのポツの二つ目の譲渡物件を引渡し日から、10年間の指定用途に供することを義務付けるとあります。

３点お聞きします。

現状では、譲渡先と運営会社が別々となっているが、今後このようなケースもあり得るのかというこ

とを１点。

２点目に、10年間の指定用途に供することが義務付けられているが、10年後はホテル事業以外の使用も可能となるのかということ。

３点目に、仮にメンテナンスが不可能となったとき、返還も可能か。また、そのとき原状回復なのか、現状のままなのか。この３点をお聞きします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　まず、１点目です。

現状、所有者と運営業者が別々な今状態になって、それに市が絡んで、中途半端な形にはなっているということなんですけれども、本契約の中においては、そういうことがないように、一対一の契約となるような形で権利設定の制限をしたりとか、ということをやっているということでございます。

それから、10年後の指定用途後のお話でございますけれども、基本的には市としては、あの施設というのは宿泊業等に資するような施設と考えておりますので、10年後については、双方協議ということになっておりますけれども、10年後についてもやはりそういう考え方というのは生きていくと考えているところでございます。

それから、３番目のメンテナンスが不可になったときにどうするかという話ですけれども、実際、用途指定というものをしてございます。用途というのがやはりホテル、旅館についての用途、宿泊サービスを提供するという用途が用途指定としてされていますので、その用途に使えなくなった場合というのは、やはり返還していただくことになるかなと考えております。

返還のときの方式ですけれども、措置につきましても、基本的には原状回復ということでしておりますけれども、その現況等を確認しながら、また返してもらうことにはなると思ってございます。

例えば、その中で改修したものをあえて元に戻してということはちょっと考えられないかなと考えておりますので、そのときはまたそのときにちょっと協議してということになると考えております。

○９番（東　育代君）　今、３点質問しました。それぞれ回答をいただいたんですが、１番目はもうそういうことがないようにということできちっとされるということですよね。今、何かこう三つで協議がということでなかなか風通しが悪いとお聞きしておりましたので、そのようなことがないようにということを期待しております。

２番目の、ホテル事業以外の使用も可能かということでは10年間は義務づけられている。その後、10年後、一応、無償譲渡なので、あとは受けた人がどうするかというのは決められると、いろいろ資料を調べてみると書いてありましたので、そこら辺がやはり縛りがあるのか、ないかというのも１点お聞きします。

３点目の、返還されるときには原状回復か、現状のままかということをお聞きしました。原状回復とちょっとお聞きしたんですが、原状回復というのは、今、受渡しのときの原状なのか、その使っているときを、使えるような形の回復なのか、もうちょっと改修が必要になって、老朽化しているのが原状と捉えているのかそこら辺をもう少しお聞きします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　10年後の縛りという話でございました。

10年後に関しましては、やはり、そのときの協議ということになってくるんですけれども、建物自体は譲渡しております。ただ、次の23号のほうで土地のほうの無償貸付というのもございまして、土地のほうでもやはりその用途というのがあるものですから、その用途を変えようとしたときに、やはり市も協議しなきゃいけないような形になっておりますので、市としては、やはり宿泊業に使ってほしいということがございますので、またそのときの協議になるかなと考えているところでございます。

それから、原状回復の件ですけれども、基本的に原状回復といいますと、やはり渡した状態で戻ってくるというのが原状回復になると思うので、その後いろんな手を加えた状態になってくると思うので、その状態がどうなっているかという部分もあるんですけれども、その返ってくるとなったときは、そのときの状況に応じて、また判断ということになると考えております。

○９番（東　育代君）　今、担当課のほうからいろ

いろ説明を受けました。

それなりにきちっと対応されるということで理解したんですが、返還の時点、もし返還するということになったときに、改修がかなりかかりそうなことも想定されるわけなんですが、10年後。この予算でも出てきていますようにかなりの経費がかかる、その中で市が予算を4,000万円ということですけれど、本当にかかると思いますね。返還されたときに、市は、どのように後を考えていらっしゃるのか。対策がかなり必要になると思うんですが、その先のことも想定された取組をされているのか、ちょっとそこら辺をもう一回お聞きします。

○副市長（出水喜三彦君）　返還された後の市のほうの取組ということでございますけれども、２年前でしょうか、市側においても建物の調査を行ったところであります。

長寿命化、建物全体の長寿命化をするとなると、たしかそのときの調査で７億円超えの経費がかかるという中において、今回は4,000万円と、宴会機能に限っての支援という形でさせてもらいました。

その意図といいますのは、やはり、長いスパン、10年返還されたその時々、これから長いスパンの中で、地域経済の動向でありましたり、観光の需要でありましたり、そういったものというのは変化をしていくと思ってございますので、仮に10年後、返還がなされたときには、その状況によりまして、宴会機能においても、その代替とする機能が確保できるかどうか、この辺を念頭に置きながら、場合によっては市側において解体という判断もあり得るのではないかと、このように考えてございます。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○10番（濵田　尚君）　建物の無償譲渡ということで、所有権移転を議決後は速やかに移転をして、そして、所有者となるわけでありますけれども、この支援の中には固定資産税を５年間免除するということでありますけれども。１点目、そもそもこの建物に課税されるべき金額というのがどの程度であるのかと、第８条のところにあります実地調査等でありますけれども、やはり事業をしていく上では、予期せぬ状況に陥る場面もあるかと思います。社会情勢も今でもものすごく混沌とした状況であります。そういう中で、事業の継続が困難になった場合、この実地調査というのは、どのように行っていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○シティセールス課長（長崎　崇君）　まず１点目、現状の課税状況ということですけれども、現状、固定資産税としては、あの建物に対しては大体150万円ほどかかっているということですので、５年間免除ということで、５年後は再度そこで税が発生してくるという形にはなると考えております。

それから、調査の件ですけれども、こちらのほうも、調査内容、当然その経営状況とかも含めて、建物の状況とかも逐次調査していきたいと考えておりますので、今言われる世界情勢等、いろんな環境が変わってくると思われますので、そこまで含めて、実際の経営はどうなのかというところ、あと、建物の状況ですね、先ほど副市長も言われたんですけれども、やはり、非常に老朽化が進んでいる建物ではありますので、そちらのほうもしっかりと調べながら、必要なときにはまた必要なものが出てくるかもしれないんですけれども、しっかりと調査してまいりたいと考えております。

○10番（濵田　尚君）　その税金の部分は150万円が５年間ということです。でも５年過ぎたら、その150万円の負担が生じてくるというところでありますので、そこは事業者にも頑張ってもらわないかん部分だと思います。

そして、この実地調査等というのは非常に大事な部分であると思います。やはり、その状況調査、そして事業者とのやり取りというのは十分行っていただきたいということを述べて終わります。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○４番（奥吉拓郎君）　建物の件でちょっとお伺いしたいことがあるので、ちょっと伺います。

12月の25日にアクシアについての説明があったんですけれども、そのときにアクシアの建物が老朽化していると。そのときにはもう60年しかもたなくて、現在53年経過しているから、あと７年しかもたないと、７年たったらもう取り壊さないと、という説明があったと思うんですけれども、ただ、一方、議員

と語る会がアクシアであったときには、アクシアさんの説明では、ＲＣ工法というものだから100年もつと。そういう話がありましたと。

今回の建物ですとか、土地とかを10年間、無償で譲渡とか貸与されるということですから、結果的にアクシアさんの言っていた100年もつというほうが正しかったということだと思うんですけれども、じゃあ、最初の７年しかもたないという説明は何だったのかなというのはどうしても疑問が湧いてくるわけですね。

ですので、最初のあと７年しかもたないという説明は、意図的に間違った説明をしたということになるのか、そこを確認させてください。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　老朽化の件で説明したところでありますけれども、耐用年数につきましては、ＲＣ工法の耐用年数というのが60年と定められておりますので、私たちはそちらのほうを基に、当時53年たっていたということで、耐用年数まで使い続けるとしても７年ということで説明したところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　そのときは７年という話だったんですけれど、今回、先ほどもちょっと質問の中でありましたけれど、貸与、譲渡する期間が10年ということは、もう７年を超えているということは、その60年という耐用年数という説明は、結局間違っていたということになるんでしょうか。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　建設当初からの耐用年数ということで60年と設定されておりますので、その後、改修等すれば、その耐用年数が延びてくる可能性はあると思っております。そこも踏まえて、今回、株式会社アクシアさんが提案の中で修繕等を含めながら、進めていきたい、10年間やりたいということで、提案がございましたので、そちらのほうに決定したところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　ちょっと私の質問に対する回答になってない感じがするんですけれども、結局60年は正しい、60年という説明が最初はあって、もう53年経過しているから、あと７年でもう取り壊さないといけませんよねというような説明を最初受けたわけですから、そこをちょっと覆すわけですよね、今回10年貸与とか無償譲渡とかということで。であるならば、やっぱりその辺を何で最初の説明が覆るのかという、その辺の丁寧な説明は必要なのではないかと思うんですけれども、その辺をちょっとお伺いします。

○副市長（出水喜三彦君）　説明時に申し上げました耐用年数は、法定の耐用年数が60年というＲＣ工法の定めがありまして、それに基づいて御説明をしたところであります。

先ほど７億円というようなお話をしましたが、それに限らずその修繕することによって、その建物が法定の耐用年数を超えて存続し得るというのは、一般的にあり得るものと思っております。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○７番（吉留良三君）　今度、新規事業が提案をされていますけれど、一つは、宿泊の増床の問題です。今、総合グラウンド、体育館、非常に利用者が増えて、今後またさらに増える状況だと思うんですけれども、これに向けてカプセルホテル機能は非常にいいことかなと思うんです。増床が何床ぐらいの予定なのかというのが一つですね。

それともう一つは、物産エリアの提案もあります。地産地消へ向けて、いい取組になればと思っているんですけれど、どの程度のことをして、どういう進め方というか、地元との関係ですね、その辺があれば教えてください。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　まず、１点目、簡易宿泊、カプセルホテルのほうですけれども、30床の増床ということで考えていらっしゃるということでございます。

場所につきましては、２階の神殿と、あと会議室、前に写真撮影で使っていた会議室があるんですけれども、そこの場所を想定されているということでございます。

それから、２点目の物産エリアですけれども、こちらのほうはフロントロビーの前のスペースを使って物産エリアというのを考えていらっしゃるということで、具体的にどういうものを置くというのがまだちょっと示されてないところではあるんですけれども、案としては、焼酎バーみたいな、ワンコイン

で飲めるような焼酎ステーションみたいな、自分で選んで飲める、いろんな銘柄が飲めるようなというのも考えていらっしゃると聞いているところでございます。

○７番（吉留良三君）　その２番目ですね、今度、公園も整備されますし、結構来訪者も多いと思うんです。その辺に向けて、ぜひ、市としても地元産の活用といいますか、販売促進を含めて、今後協議をしていただければと思います。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○13番（福田清宏君）　サウンディング型の市場調査とか公募の在り方とかというところについて、ちょっと記述されている文言がありますが、そこについてちょっとお尋ねいたします。

まず、サウンディング型の調査のときには、市に期待する支援や要望ということで、早期の公募、活用開始、それから二つ目が市施策との連携、三つ目に合宿誘致に対する支援という言葉があるんですが、これは公募についても市の方針というのが出てきていますけれども、この早期の公募、活用開始というのは、本日、この臨時議会ということで契約に向かっていると承知します。

次の市施策との連携ということですが、どのようなことをアクシアに求めていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、合宿誘致に対する支援というのがあるんですが、市として取り得る支援、あるいは支援するための活動、そういうものについてお考えがあればお尋ねをいたします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　まず、市との連携の部分ということでございますけれども、今回の予算とも絡んでくるところなんですけれども、市民が一番必要としているところというのがやはり宴会機能の部分かなということで考えております。その部分に関しましては、今回補正予算ということで計上させていただいているところでございます。

また、ちょうどアクシアの目の前に、秋になりますと長崎鼻の公園がリニューアルオープンいたします。そこまで踏まえて、アクシアさんとしても物産機能というのはちょっと強化したいなということで、提案の中にも含まれておりますので、例えばそこで何かしらイベントをやったりとかいうときも、アクシアさんのほうにうまく連携が取れるような形で、市としてもまた協力支援のほうはしていきたいと考えているところでございます。

それから、最後の合宿誘致の関係ですけれども、合宿誘致につきましては、以前もやっておりました。ただ、コロナ等があって以来、なかなか誘致が進んでなかった部分もありますので、アクシアに限らず、市内の宿泊施設等が使えるような合宿誘致補助というのは、また今後考えていきたいと考えているところでございます。

○13番（福田清宏君）　二つ目の質問ですが、市の施策との連携というのは、おおむね市が考えている連携すべき施策には計画としては、もう上がってきているという理解でいいですかね。

それから、合宿の誘致は支援の補助金という言葉が出てきましたけれども、一緒になって合宿してくれる先を探すとか、そういうような行動も合わせてということで理解してよろしいですか。

お尋ねいたします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　市との協力支援につきましても、またこれから調査等をやる中で、要望等を聞きながら一緒になってやっていかなきゃいけないかなと考えているところでございます。合宿誘致につきましても、なかなかこちらから探していってというのができるかはちょっと現状分からないんですけれども、できるだけ、今、実際神村学園さんとかに来ている部分もありますので、そういうところを逆にアクシアさんのほうが情報を持っていらっしゃるので、また市と一緒になってそこら辺はやっていきたいと考えております。

○13番（福田清宏君）　もろもろの支援をしながらそれに応えていただく、そして、運営に支障のない形を取っていくという、そういう姿が見え隠れしてくるんですが、かつて旧国民宿舎のときは、運営協議会というのがあったんですよね。市当局、議会、それから、さのさ荘という形で。今後はやはり利用促進とか運営の流れの中では、何かそういったみたいな協議会的なものも必要じゃないのかなあという

気もするんですが、今のところはそこまでお考えじゃないですか。いかがでしょうか、お伺いします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　以前は国民宿舎ということで、本市でも二つの国民宿舎がございまして、そういう形で協議会等があったかなと思っているんですけれども、今回譲渡ということで、民間の施設ということになりますので、改めてそういう大きな協議会というのは、今のところ設置する予定はないんですけれども、いろんな皆さんからの意見も私どもは聞いて、アクシアのほうに伝えていくことができるかなと思っております。そういう協議というのをしっかりと密にやっていきたいと考えております。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○11番（竹之内　勉君）　同僚議員からも質疑がありましたけれども、九州経済研究所の報告書を議会にもいただきました。公共サービスとして今後も継続すべきか、将来的なニーズがあるのか、この項目を含めて条件を耐用年数60年ということでの調査方法で、ＡＢＣ三つの報告があったわけですが、今回、仮契約をして、市民の方もほっとしていらっしゃると思うんですけれども、要はＡを選んだということで地元の言葉で言えば、こそくいですよね。こそくいで10年間、十分やっていけるという判断になったと思うんですが、その辺りはアクシアさんのほうとも協議しながら、そういう話まで至ったのかということと、先ほど副市長の答弁でも公共サービスは今後も必要であると判断していると、10年後もですね。そのように捉えたんですが、そういう認識でいいのか、その２点お聞かせください。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　修繕の件でございますけれども、こちらのほうに関しましては、提案書の中でも、これこれ必要な修繕がございますということで、その範囲内で自分たちがやっていけると理解しているところでございます。

それから、10年後についてということですけれども、そのときの状況というのはあるかなとは思うんですけれども、そこに必要なのかというのは考えながらやっていかなきゃいけないかなと思っているところです。

○11番（竹之内　勉君）　やり取りがあったということやな。小修繕を繰り返しながら10年は十分やっていけると。

それと、副市長の答弁では、10年後も宿泊施設の方向で検討したいという、さっき答弁でしたよね。10年後、期限が切れたときに。その時々の需要もあると思うんですが、非常に選択するのに悩む課題でもありますけれども、現時点でもやはり市民の方は、非常に要望が多いという部分があります。そのときに、再度判断するということなのかな。

○副市長（出水喜三彦君）　その調査の中で言われましたＡＢＣという中でのＡを選択したと、結果的に選択する形になった。ここについては提案された事業者さんとも当面の修繕の状況、こういうのが必要だ、こういうのをお聞きしながら、公募に至り、決定に至ったというところでございます。

10年後のお話が出ました。今の現在のこの大規模な会議、会合、あるいは宴会のニーズというのがそのままである、あるいは観光の需要というのがそのままであるという場合には、それは必要な施設と認識はしてございますが、先ほど申し上げましたのは、その長いスパンの中で、社会情勢、ニーズの情勢、これ変わってくるものと思っておりますので、そうした中では、ちょっとまた元に戻りますけれども、最初のＢのパターン、７億円を超える投資は、場合によっては過剰な投資になる可能性があるということで、今回はＡにしたと。10年後のその状況を見ながら、ニーズの状況と今、市民の皆様方からあるニーズが代替で可能かどうか、この辺の状況も見極めながらその時点で検討したいと、このように申し上げたつもりでございます。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○１番（西　美香君）　先ほどからも出ていますが、去年、以前の説明会で、耐用年数60年で、あと、築後、今53年経過しているので、７年ということが先ほどから出ているんですけれど、結局、今までの修繕を含めてちょっとずつ延びているという理解をしたんですけれど、一応ぎりぎり10年の契約ですので、10年もったとして、その後の市の明確なビジョンというか、今もちょっと副市長のほうもおっしゃって

いましたけれども、もうちょっとはっきりした市の考えというのをもうちょっと詳しく聞かせてもらいたいんですけれども、どうでしょうか。

○副市長（出水喜三彦君）　今の中でそのビジョンというのが明確に出せるかというと、申し訳ございませんけれども、そこはお出しできないところかなと思います。まだ決定しているものが何もないという中で。今大事なのは、今ある宴会機能、スペース、ここを今ある市民の皆様方のニーズ、これに応えて継続的にやっていくのが大事だと認識し、今回御提案をさせていただいているところでございますので、先ほどと繰り返しになるかもしれませんが、そのニーズの状況、あるいは市民のニーズに応える代替のスペースの確保、機能の確保、これが確保できるとするならば、その10年後以降のこの支援の在り方というのは変わってくるものと考えてございます。

申し訳ありませんが、ここでとどめさせていただきたいと思います。

○１番（西　美香君）　今のことで取りあえず。ありがとうございます。

ぎりぎり10年もつかということをさっき話したんですけれども、今回、予算で上がってきていますが、修繕費用、また、その10年の間で、こういったちょっと大規模な市の予算を使っての修繕が必要になってくるのかということも想定されているんでしょうか。

○副市長（出水喜三彦君）　先ほどの、そのときのニーズとその状況、周辺の状況に関わってくるかということでございますが、例えば５年後において、現在と同じく、市民の皆様方のこのニーズ、あるいは観光需要、これが変わらない状況で、施設として、機材、機器等もございますので、そのニーズに応えられない状況があるとすれば、そこはまた市のほうで検討をするときがあると認識をしているところでございます。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○５番（竹中ひかり君）　１点お伺いします。

リニューアルの進捗や困っていることなど、担当課とアクシア様が日常的に情報を共有し合える仕組みは整えられているのでしょうか。

今後、ボタンの掛け違いが起きないように、何でも早期に相談し合える環境を整えていく予定なのか、市の考えを伺います。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　この件があってから、かなりアクシアさんとも密にお話をするようになっているところでございます。

10月１日以降は、もう完全に移るということなんですけれども、その前にも修繕等、もう早めに取りかかっていかなきゃいけない部分もございまして、今回臨時会ということでお願いしたところもございますので、そこはしっかりと連携を取りながら、リニューアルについても、しっかり補助の対象ではないんですけれども、やはり経営全体に関わる部分ではありますので、お話を聞きながら進めていきたいと考えております。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第23号財産の無償貸付について、質疑はありませんか。

○４番（奥吉拓郎君）　今回結局、無償譲渡、無償貸与ということになったんですけれども、現在、運営されているアクシアさんが引き続き運営されるということになったんですけれども、そこに至るまでのプロセスの件で、ちょっと確認というか、お伺いしたいんですが、そこに至るまでのアクシアさんに決まるまでのプロセスというのは、ちょっと褒められたものではなかったんじゃないかなと。アクシアさんに不信感を抱かせるようなものだったんじゃないかなと私は考えています。

当初からアクシアさんは継続して運営していきたいという意思を示しておりましたし、また、実際に運営していて多くの従業員を抱えている中、強引にサウンディングに踏み切ったわけですけれども、サウンディングというのは結局公募なわけですから、現在しているアクシアさんが、もうこれ以上運営する意思がないと、そういうのがはっきりしたときにサウンディングというのは行うべきだったと思うんですけれども、そういう実際にアクシアさんが運営している中、強引にサウンディングに踏み切ったそ

の理由というのをお伺いします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　このサウンディングの件でございますけれども、先ほど来話している所有者が福岡のホテル旅館マネジメントであったというところ、そこから建物自体を借り受けて、今のアクシアさんが営業されていたという状況がございました。

アクシアさんが運営はされてたんですけれども、実際の所有者ではなかったという点もございまして、筋道としては、所有者であるホテル旅館マネジメントが返還するということだったので、それに関しては、市としては必要な手段ではなかったかなと考えております。

その中でアクシアさんにおかれましては、多少不信感を持たれたというのもあるかなとは思うんですけれども、市としては、公共施設として返ってきたものに対して、やはり一定の手続を踏んで、事業者を決定するということが必要だったところではないかと考えて、今回の提案方法を取らせていただいたところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　市の立場というか、市の言い分というところにはなるとは思うんですけれども、実際に働いている方がいらっしゃるわけですから、そういう方々の気持ちに寄り添ってというか、働いている従業員の方々の心を踏みにじるようなことはあまりしてほしくなかったなと思っています。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○９番（東　育代君）　１点だけお聞きします。

４番目の契約解除・原状回復義務等というところでお聞きします。

公有財産譲渡契約の解除と連動して契約解除ができると書いてあるんですが、仮に10年後にホテル事業以外の使用となった場合に、土地使用貸借契約はどのようになっていくのかお聞きします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　この土地と建物の契約については、それぞれではなくて、一体と捉えておりますので、建物自体がホテルとして利用できなくなった場合は、もう土地のほうも無償貸付というのが終わると考えているところでございます。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第２号令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算第２号について、質疑はありませんか。

○13番（福田清宏君）　今回の4,000万円の支援は、市民に影響のある宴会場の支援ということ等もあっての計上になっておりますが、何せ老朽化が進む施設設備でありますから、今後10年間のうちにはいろいろと修繕費とか改築費とか、いろいろ出てくるんじゃなかろうかと思います。

それがまた今回みたいに市民の福利厚生のためには、ぜひともこの経費はという状況が生じたときには、また、市の補助金を計上していくという、そういう気概はお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○副市長（出水喜三彦君）　先ほどもありましたけれども、今後10年の中で、老朽化が進む中で、やはり市民のニーズ、ここがやはり必要性という意味であり、そして、施設の老朽化、これ継続困難、サービスの提供が困難という場合には、市のほうでまた検討し、御相談申し上げるというつもりでおります。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○11番（竹之内　勉君）　福田議員の質疑に関連して申し上げます。

アクシアさんの応援ということで4,000万円という表現でしたけれども、契約上は旅館マネジメントをやっぱり通す形になるんですかね。それはならない。

10月１日からアクシアさんがこの契約上はなりますよね。運営しているのは、今はアクシアさんだけれど、契約の相手は旅館マネジメントですよね。そこはもう仮契約があるから直でいけるということですか。

じゃあ、先ほどの九州経済研究所のあれでもありましたけれども、７年で7,000万円、小修繕で、福田議員も言われましたけれど、今度は10年ですので、結構な小修繕、こそくいが出てくると思うんですよね。あわせて、その辺りは十分考慮をしていただきたいという意味で発言をさせていただきました。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　今回4,000万円で補助のほうということで出させていただいております。この補助金自体は、今回は株式会社アクシアに出すことを考えております。それが実際現状では、持ち主は福岡のホテル旅館マネジメントなんですけれども、実際修理に関しては、もうそちらのほうがやらないというような形になっておりまして、実際その株式会社アクシアさんのほうで実地の修繕料はやっていくということでございますので、今回に関しては、もうアクシアさんのほうにこの補助金を支出していくと考えております。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

○４番（奥吉拓郎君）　補助金の件で２点ほど確認させてください。

まず、今回の補助金が国民宿舎等活用促進事業補助金という名称なんですけれども、例規集を見る限りそういう補助金の要綱とかは無かったようなんですけれども、これは、どの法令に基づく補助金なのかということと、あと、今回の4,000万円の補助金で、ほかの方との質問とかぶるんですけれども、今回の補助金で、もうアクシアさんに対しての補助金が最後になるのかと。

とにかく先ほどからも話に出ていますけれども、古い建物なので、実際何が起きるかというのは分からないというのが実際のところだと思います。

私は、今後も市の協力というか、バックアップ体制が必要だと思うんですけれども、市として今後のアクシアさんのバックアップ体制、協力体制というのはどのようになるのかをお伺いします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　今回の補助金につきましては、観光等の補助金の中で、一覧のほうに出てくる補助金になっておりますので、単体の交付の補助金、交付要綱があるということではございませんので、実際そちらのほうで対応していくということでございます。

それから、今後につきましても、副市長から話があったとおり、その状況によって、また市民のニーズ、またはその状況等を勘案して対応していくことにはなると思いますけれども、そちらのほうとしても、前回の多少意見の食い違いがあったかなと捉えておりますので、今度は運営者と所有者が同じ対象ということになりますので、直接、市としても連携を密にしながら、対応していくことを考えているところでございます。

○４番（奥吉拓郎君）　ごめんなさい。ちょっと補助金のところの説明がよく分からなかったんですけれども、特にそこにそういう要綱等は必要はないということでいいんですか。もうちょっと分かりやすく補助金についての説明をお願いします。

○シティセールス課長（長﨑　崇君）　補助金につきましては、いちき串木野市商工業及び観光振興奨励補助金交付要綱、こちらのほうで国民宿舎等活用促進事業というのがございますので、こちら予算補助ということになりますけれども、こちらのほうで支出していくことになります。

○４番（奥吉拓郎君）　その要綱に基づいての補助金ということで、いいということですね。

分かりました。いずれはアクシアさんとも、アクシアさんの建物を取り壊すとか、大きな決断を迫られるときが来ると思いますので、そのときに備えて、常に対話を怠らず、大切な情報は共有して、信頼関係を市とアクシアさんで築いていただきたいと思います。

○議長（松崎幹夫君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっている議案第18号から予算議案第２号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から予算議案第２号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第18号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第19号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第20号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第21号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第22号財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第23号財産の無償貸付について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、予算議案第２号令和８年度いちき串木野市一般会計補正予算第２号について、討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松崎幹夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

―――――――――――――――――――

△市長挨拶

○議長（松崎幹夫君）　この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

［市長中屋謙治君登壇］

○市長（中屋謙治君）　提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上、議決していただき誠にありがとうございました。

賜りました御意見等につきましては、今後、十分配慮して、対処してまいる所存でございます。

中でも、旧国民宿舎串木野さのさ荘の譲渡等につきましては、同施設の有する貴重な宿泊、会議、宴会機能などを踏まえ、本市の観光振興や地域活性化に資する施設として、効果的な運営がなされるよう、事業者と十分な連携を図りながら取り組んでまいります。

議員各位の一層の御指導と市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

―――――――――――――――――――――

△閉　　会

○議長（松崎幹夫君）　これで、令和８年第２回いちき串木野市議会臨時会を閉会します。

閉会　午前10時59分

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員